

<おしながき>

- 【1】ビジネスニュースランキング
- 【2】セミナー案内
- 【3】ニュースレター案内

本メールマガジンは、京都を中心に企業法務、契約書作成等のビジネス分野で活動する京都総合法律事務所が、ご縁のある皆様に向けて事業活動に有益な情報を提供するべく月1回発行しています。

目を通すだけでじわじわ効果が出るように心懸けています。

京都総合法律事務所 HP の新着情報には解決事例も随時更新していますので、こちらもチェックしてください。

<http://kyotosogo-law.com/>

【1】ビジネスニュースランキング

このコーナーは、日々の業務、商事法務、東京商工リサーチ等の情報から、弁護士野崎隆史が事業活動に有益な情報をセレクトしてお届けするコーナーです。

2020年は趣向を変え、ランキング方式でお届けします。

★新型コロナ対策★

「3密空間」にいる感染者は、いない感染者よりも18.7倍も感染させやすいとの情報があります。

密閉・密集・密接の3密から逃げてください！

また、引き続き、

- ・正しい手洗い
- ・3つの咳エチケット
- ・正しいマスクの着用
- ・発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけ
- ・発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨
- ・テレワークや時差出勤の推進

を励行してください。

お手洗いのドアもしくは洗面台の近くにこちらのポスターを設置しましょう。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>

今こそ最大の危機管理対応をすべき時です！

◆第10位◆

まずは、厚労省の「新型コロナウイルスに関する Q&A (企業の方向け)」を確認しましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

「ここにこう書いているけど、具体的にどうしたら良いの？」という疑問は、私達にご相談ください。

生き残るために一緒に考えます。

◆第9位◆

令和2年4月20日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置(案)では、新型コロナウイルス感染症のわが国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとしています。

予定されている措置は次のとおりです。

- ・納税の猶予制度の特例
- ・欠損金の繰戻しによる還付の特例
- ・テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
- ・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用
- ・住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- ・消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例
- ・特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html

コロナ対策のために様々な措置が講じられています。アンテナを高く張り、利用できるものはしっかり利用しましょう。

◆第8位◆

2020年3月24日、最高裁は、取引相場のない株式の譲渡に係る所得税法59条1項所定の「その時における価額」につき、配当還元価額によって評価した原審の判断に違法があると判断しました。

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=89339

中小企業における事業承継やM&Aにおいて、株式の譲渡所得が問題になるケースがあります。

私達は、信頼できる税理士さんとネットワークと組み、皆様をサポートします。

◆第7位◆

2020年3月6日、最高裁は、不動産の所有権移転登記の申請の委任を受けた司法書士に当該申請の委任者以外の者との関係において注意義務違反があったとした原審の判断に違法があるとして原判決を破棄し、委任者以外の第三者との関係において、正当に期待されていた役割の内容や関与の程度等の点について検討すべきであるとして、原審に差し戻しました。

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=89286

長年の研さんによって習得した専門的知見を有償で提供することによって生計を営んでいる職業的専門家には、

- ① 法的には依頼者でないにもかかわらず職業的専門家から知見の提供を受け得ると真摯に期待している者がいること。
- ② その者がそのような期待を抱くことに正当事由が認められること。
- ③ その者に対して職業的専門家が知見を提供することに対して真の依頼者（もしいけば）が明示的又は黙示的に同意を与えていること。

という要件を満たした場合、その者の期待どおりに知見を提供するか、そうでなければ、時機を失することなくその者に対して自分にはそれを行う意思がない旨を告知する法律上の義務を負うとの意見が草野最高裁判事から示されています。

ご自身の立場を曖昧にせず、YES/NOは明確にしましょう。

◆第6位◆

2020年3月24日、最高裁は、家屋の評価の誤りに基づきある年度の固定資産税等の税額が過大に決定されたことによる損害賠償請求権に係る民法724条後段所定の除斥期間は、当該年度の固定資産税等に係る賦課決定がされ所有者に納税通知書が交付された時から進行するとの判断を示しました。

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=89345

「固定資産税等の賦課に関し、その税額が過大であることによる国家賠償責任が問われる

場合において、これに係る違法行為及び損害は、所有者に具体的な納税義務を生じさせる賦課決定等を単位として、すなわち年度ごとにみるべきであり、家屋の評価に関する同一の誤りを原因として複数年度の固定資産税等が過大に課された場合であっても、これに係る損害賠償請求権は、年度ごとに発生するというべきである。」と判示されています。

固定資産税の計算に疑問があれば、古い家屋であっても諦めずに見直してみる価値はありそうです。

◆第5位◆

知的財産関係は今月も盛りだくさんです。

「特許・実用新案審査のハンドブック」が改定されました。

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/kaitei/202004.html

「事例から学ぶ 意匠制度活用ガイド」が公表されました。

https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/2907_jirei_katsuyou.html

縦軸を「大企業、中小企業、デザイナー、大学・研究機関、代理人」、横軸を「ビジネスを守る、ビジネスを発展させる、組織を活性化させる、意匠の特性格」とした事例マトリクスにより、各ユーザーが意匠権に期待する主な効果が整理されています。

特許庁が、令和2年3月19日に改訂した意匠審査基準の内容に基づく「部分意匠」に関するQ&Aを公表しました。

https://www.jpo.go.jp/faq/yokuaru/design/faq_bubun_isho.html

特許庁が、スタートアップの成長を知財で加速させる「知財アクセラレーションプログラム」の成果事例集として「知財戦略支援から見えた スタートアップがつまづく14の課題とその対応策」を公開しました。

「AI知財を使ったライセンス事業を始めたいが、有効なライセンススキームを描けない」という事例や「他企業と共同研究開発を開始したが、自社の知財が相手のものになるリスクを抱えている」といった事例等について、それぞれの対応策とともに掲載されています。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200408001/20200408001.html>

京都総合法律事務所では、知的財産セミナー「経営者が知っておきたい著作権」を実施します。

日時：6月25日（木）16時～18時

講師：弁護士・弁理士 拾井美香

<http://kyotosogo-law.com/ceoseminar/>

※オンライン対応を予定しております。

◆第4位◆

経済産業省は、中小企業における M&A の更なる促進のため、平成 27 年 3 月に策定した「事業引継ぎガイドライン」を全面改訂した「中小 M&A ガイドライン」を策定しました。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200331001/20200331001.html>

「中小 M&A ガイドライン」では、中小企業が M&A を躊躇する主な 3 つの要因を踏まえ、①M&A の基本的な事項や手数料の目安を示すとともに、②M&A 業者等に対して、適切な M&A のための行動指針を提示します。

M&A は京都総合法律事務所の得意分野です。

◆第3位◆

2020 年 3 月 30 日、最高裁は、歩合給の計算に当たり売上高等の一定割合に相当する金額から残業手当等に相当する金額を控除する旨の定めがある賃金規則に基づいてされた残業手当等の支払により労働基準法 37 条の定める割増賃金が支払われたとはいえないと判断しました。

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=89433

原審は、賃金体系が通常の労働時間の部分と割増賃金に当たる部分に形式的に分かれていれば良いと判断しましたが、最高裁はこれを否定し、実質的に時間外労働等に対する対価といえるかどうかを判断しました。

これは重要な最高裁判例です。

賃金体系の組み立ては、ぜひ弁護士にご相談ください。

◆第2位◆

法務省が、商業・法人登記事務に関する Q & A を公表しました。

【Q】今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、改選期にある役員（任期の末日が定時株主総会の終結の時までとされている取締役、会計参与及び監査役）及び会計監査人の任期はどうなるのでしょうか。

【A】その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるものと考えられます。そのような場合には、改選期にある役員（任期の末日が定時株主総会の終結

の時までとされている取締役、会計参与及び監査役)及び会計監査人の任期については、定時株主総会を開催することができない状況が解消された後合理的な期間内に開催された定時株主総会の終結の時までとなるものと考えられます。

http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00076.html

6月に向けて株主総会、社員総会のご相談が急増しています。
第1位とあわせてご覧ください。

◆第1位◆

経産省が、株主総会運営に係るQ&Aを公表しました。

【Q】株主総会の招集通知等において、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために株主に来場を控えるよう呼びかけることは可能ですか。

【A】可能です。

【Q】会場に入場できる株主の人数を制限することや会場に株主が出席していない状態で株主総会を開催することは可能ですか。

【A】可能です。

https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html

経産省が策定した「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」も必見です。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001.html>

京都総合法律事務所では、バーチャル総会、ハイブリッド総会についても様々なご提案が可能ですので、ぜひご相談ください。

【2】セミナー案内

2020年も各弁護士の専門性を活かした中心にセミナーを実施します。

① 団体交渉・労働組合対応

日時：5月13日(水) 16時～18時

講師：弁護士 伊山正和

<http://kyotosogo-law.com/roudoumonndaiseminar/>

☆オンライン対応予定です。

② 経営者が知っておきたい著作権

日時：6月25日（木）16時～18時

講師：弁護士・弁理士 拾井美香

<http://kyotosogo-law.com/ceoseminar/>

☆オンライン対応予定です。

6月10日以降、オンラインセミナーを順次開催します。
ぜひご期待ください。

セミナーのお問い合わせ、お申し込みは・・・

<http://kyotosogo-law.com/inform/>

【3】ニュースレター案内

News Letter vol.7 を発行しました。

- ・5年前の残業代の請求を受ける時代の到来（後半）
- ・改正民法が施行されました！
- ・改正民事執行法が施行されました！
- ・家族信託を活用した認知症等による財産凍結リスク回避策

<http://kyotosogo-law.com/newsletter-7/>

バックナンバーは・・・

<http://kyotosogo-law.com/category/letter/>

【編集後記】

2020年4月号、いかがでしたでしょうか？

今月もコロナコロナコロナでした。

コロナから目を背けたくなるかもしれませんが、ここで気を緩めてはこれまでの犠牲が無駄になります。

警戒態勢を解かず、もはやコロナがすぐそばにいることを前提に、どうやって生き残るか、どうやってコロナと共存するかを考えていくことが不可欠な状況にあると思います。

株主総会・社員総会のオンライン化、紙文化や押印文化からの脱却。
新しい時代に突き進みましょう。

前月号でもお伝えしましたが、今月号でも「経営者しかできないこと」をおさらいしておきます。

<経営者しかできないこと>

- ① 自分も含めて誰かが罹患することを前提にし、そうなっても大丈夫な職場環境を整えること
- ② 従業員や取引先も含めた大局的な見地から、できる限り多くが生き残る方策を考えること
- ③ 周囲を鼓舞すること（精神論に頼ることは好きではありませんが、心技体は三位一体です。）

コロナで大変ですが、実は、この4月から改正民法、改正民事執行法が施行されています。改正法の概要は、News Letter vol.7 をご覧ください。

<http://kyotosogo-law.com/newsletter-7/>

コロナ以外では、大河ドラマ「麒麟がくる」が熱いです。

完全に空気となっている主人公を置き去りに、豪傑たちの縦横無尽が光ります。

モックン道三の演技の虜になっていたので、道三ロスが心配です。

（弁護士 野崎隆史）

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に名刺交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<http://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<http://kyotosogo-law.com>